



本庄地区保護司会だより



本庄市マスコット

上里町マスコットキャラクター

はにぼん こおぎうち

本庄地区保護司会 (旧本庄市・上里町)



“本庄市内で一番高い”「横隈山(よこがいさん)」山頂から見える本庄市・上里町の街並み(本庄市児玉町太駄地内)

ごあいさつ



本庄地区保護司会
会長 境野 政紀

上里町並びに本庄市民の皆様におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、更生保護の推進と啓発に対し、御理解、御協力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

私は保護司として活動を開始し、今年で二十七年目を迎えますが、以前より、「保護司ってどんなことをしている人なのか?」「保護司にはどんな人がなっているのか?」との質問をいただく機会が多いたことが気にかかっていました。私自身も、これまで、保護司の職務内容等に関する周知啓発に努めてまいりましたが、本件については他の保護司も課題に感じていたことが分かりましたことから、第二号となります本号も保護司の活動に焦点を当てた記事を掲載させていただきました。皆様におかれましては、是非、本誌を通じ、我々「保護司」の活動に関心を持っていただけますと幸いです。

「保護司」の業務について

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護司は、民間人としての柔軟性と、地域の実情に通じているという特性を活かし、「保護観察官（※1）」と協働して「保護観察（※2）」にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。保護司は会社員や経営者、主婦といったさまざまな職種の方が務めており、それぞれが、自身の分野や経験を保護司の業務に活用しています。なお、当「本庄地区保護司会」は旧本庄市・上里町を活動範囲とし、現在は、計30名の保護司が在籍しています。

※1 保護観察官：更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などにあたる国家公務員

※2 保護観察：犯罪や非行をした人に対し、更生を図る約束事を守るよう指導するほか、生活上・就労上の助言や援助を行い、その立ち直りを助ける活動



アシカ親方©法務省

ただの主婦や会社員が、罪を償ったとはいえ、そういった人たちと面談するのは危なくない？警察や司法機関に任せられないの？

たしかにリスクが一切ないとは言えませんが、そこは保護観察官と協働して取り組んでいるため、トラブルに発展することは極めて少ないです。むしろ、大半の保護観察対象者と保護司は良好な関係を築いています。

保護観察業務に保護司が携わる理由は、「罪を犯した人の更生には、地域の支援と理解が不可欠」だからです。保護観察対象者の出所後の衣食住の確保や生活状況の確認には、地域の事情に通じていることや民間ボランティアとしての柔軟性を活かし、同じ目線から隣人として接することができる保護司の存在は大切であり、今日の更生保護事業において、重要な意義と役割を有しています。



保護司のクジラ先生
©法務省



どうして、犯罪や非行をした人の支援が必要なの？それよりも、犯罪被害を受けた人たちの支援が必要じゃない？

犯罪や非行をした人が罪を償ってから、社会復帰するに際し、いかに本人が反省し、やり直しの気持ちを持っていても、目に見えないハンディキャップや、社会からのバリア等、様々な要因で社会に居場所を得られず、結果、再犯や再非行に至ってしまうケースが少なくありません（令和3年度の統計によれば、出所後5年以内で3人に1人が、10年以内では半数近くが再犯に及んでいます）。このため、犯罪や非行をした人が、再び同じ過ちを繰り返さないようにし、社会から孤立・排除するのではなく、受け入れて立ち直りを支えていくことが何より重要です。そのため、上述のとおり、各保護司は保護観察官と協働し、保護観察業務を通じて安全安心な地域づくりの実現に取り組んでいます。

なお、犯罪被害者の方への支援についても、もちろん重要な事項であり、国でも様々な被害者支援のための施策を推進しています。保護観察業務においても、被害者の方の心情や意見を踏まえ、保護観察対象者の指導に臨んでいます。

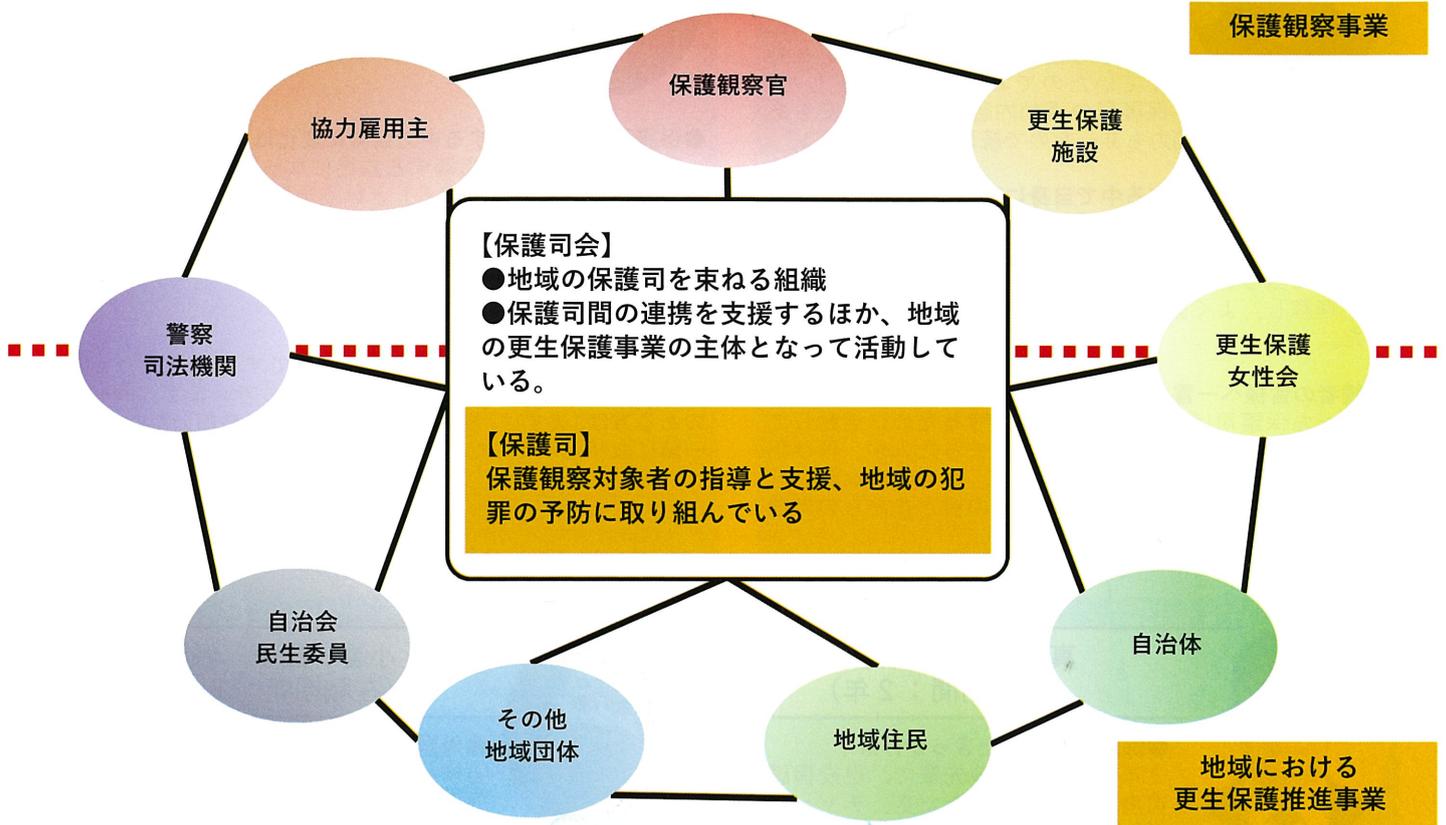


保護司の活動に関心がありましたら、是非、「全国保護司会連盟」や「法務省」のHPにアクセスしてみてください。

「保護司」と関係機関

保護司は、保護観察官をはじめ、以下の団体と連携を取りながら、更生保護の啓発推進に取り組むことで、安全安心な地域づくりの実現を目指しています。

また、前ページでの説明のとおり、上記目標の実現には、地域の支援と理解が不可欠です。そのため、更生保護の推進には、以下の地域団体も密接に関わっています。



地域における更生保護の推進（再犯や非行の防止）には、「地域の支援と理解が不可欠」です。

地域住民の皆さんには、以下の取り組みを通じて、まずは、無理のない範囲で、出来ることから始めていただくと幸いです。

1. 社会を明るくする運動（P6）への参加・協力

社会を明るくする運動は毎年7月が強化月間にあたり、各地域で、講演会等への参加を募っています。まずは、当該事業等へ参加いただき「更生保護」の重要性をご理解ください。

2. 更生保護への理解を深め、見守る

前ページのとおり、罪や非行をした人の大半は、出所後、自身の罪と向き合いながら、立ち直りを図ります。しかし、国内での再犯率からも、改善更生は簡単にはいかないことが伺えます。もしも皆さんの周囲に、立ち直りに向け、頑張っている人がいましたら、「色眼鏡」ではなく「暖かい目」で、見守ってください。

募金



SNS を介した啓発事業



講演会



現役保護司へのインタビュー

令和5年度現在、当地区で活動されている一部の保護司の方へ、保護司の活動等に関するインタビューに協力いただきました。内容は以下の通りです。



松本 眞理子 保護司
(在職期間：16年)

●保護司になったきっかけは？

先輩女性保護司の方に推薦され、以前から社会のお役に立ちたいと考えていたのでお引き受けしました。保護司の活動内容には少し不安もありましたが家族の協力もあったので続けられています。

●保護司として活動する中で自身に変化はあった？

生活環境・家庭環境・交友関係等の様々な事情から、善悪の判断基準がずれて犯罪に流されてしまった方が多いことに気づいてからは、対象者が抱えている問題や事情を理解し、よく話を聴くことを心がけるようになりました。

●読者の皆様へ一言

私たち保護司は、より良い社会を守るために活動していると考えています。罪を犯してしまった人が、再び犯罪に手を染めることがないようにと、ささやかな願いをもって活動しています。今後も地域の皆さまからの御理解と御支援をお願い申し上げます。



内島 茂 保護司
(在職期間：9年)

●保護司になったきっかけは？

私の住んでいる地区で活動されていた保護司の方に誘われたことです。

●保護司として活動する中で自身に変化はあった？

保護観察対象者を指導する立場になったことで、「約束と決められた時間を守る」という当たり前のことを、保護司就任前よりも意識して、心掛けるようになりました。

●読者の皆様へ一言

保護司の活動は、一見すると地味ですが、当人としては、非常にやりがいを持って取り組んでいます。関心のある方は、まずは、地域の更生保護事業に参加いただき、一緒に取り組んでいただけますと幸いです。



真下 敏明 保護司
(在職期間：2年)

●保護司になったきっかけは？

2年前に、地元の先輩で、現役保護司の方に誘っていただき、チャレンジしてみようと思ったことです。

●保護司として活動する中で自身に変化はあった？

事件や犯罪の報道を見ると、当人が犯罪に至るまでの過程の中には、本人だけでなく、様々な社会的課題もあることに、思いを巡らせるようになりました。

●読者の皆様へ一言

皆様の生活圏において、「保護司」が関わる機会は少ないですが、今日の日本における更生保護事業を支える重要な役職のため、是非、本書を通じ、保護司の活動を知っていただくとありがたいです。



小暮 晶子 保護司
(在職期間：16年)

●保護司になったきっかけは？

当時の保護司として活動されていた方から「意義ある仕事である」と誘われました。

その後、知人からも「地域への恩返しを考えては」と勧められたことで、保護司への就任を決めました。

●保護司として活動する中で自身に変化はあった？

対象者一人一人に、それぞれの事情があり、表面的に捉えてはいけなかったことや、周囲の人達との関係の中で、人として育まれていくことを考えさせられるようになりました。

●読者の皆様へ一言

甘やかすというのではなく、やり直したいと頑張る努力を認め、受け入れる地域であるとありがたいと思います。

本庄地区保護司会では、以下の保護司に加入いただき、活動しています。

境野 政紀 (会長兼本庄支部長)
横村 久夫 (副会長)
長沼 章 (副会長)
吉岡 秀一 (理事)
小暮 茂子 (理事)
松本 眞理子 (会計兼理事)
小暮 晶子 (会計兼理事)
白石 幸則 (監事)
小林 教盛 (監事兼上里支部長)
田邊 晶子 (理事)

井河 彰久 (理事)
坂本 昇男
庄 邦雄
清水 昭紀
齊藤 一英
岩田 貞祐
吉川 弘
内島 茂
佐鳥 正博
森田 九州男

小林 茂
飯島 雅利
五十嵐 敦子
土屋 進
菊地 宏利
吉田 充子
山田 幸一
仁木 和昭
真下 敏明
矢野間 規

計30名



更生保護女性会ってどんな団体？

本項では、保護司会と共に、地域の更生保護の推進に取り組む「更生保護女性会」を紹介させていただきます。

更生保護女性会の概要

「更生保護女性会」は、戦前から少年保護などの活動を行っていた女性団体が前身となります。昭和24年に更生保護制度発足に伴って、全国に地区更生保護婦人会が組織されていきました。その後、県単位、地方単位での組織化が進み、昭和39年に全国組織である「全国更生保護婦人協議会」が結成されました。地域に活動の基盤をもつ更生保護女性会は、更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創り上げるために活動をしています。

また、立ち直りの支援とともに、次世代を担う青少年の健やかな成長を願って、非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援を、関係団体と連携しながら進めています。(更生保護ネットワークのHPより抜粋)

更生保護女性会の概要

本庄市・上里町の各更生保護女性会では、一人ひとりが尊重され、心豊かに生きられる明るい社会づくりを目指すとともに、更生保護の心を広め、次代を担う青少年の健全育成に努めています。

各更生保護女性会では、毎年7月に「愛の募金活動」を実施し、地域の方々より寄附金をお預かりしています。当該寄附金につきましては、更生保護と青少年の健全育成推進を目的とする事業に充当して、各市町内の学校へ図書（費）の寄贈もしています。

地域の皆さんにおかれましては、引き続き、御理解と御支援をお願いいたします。

	本庄市	上里町
発足年度	昭和34年 (県内最初)	昭和45年
活動区域	旧本庄市内	上里町内
会員数 (R5)	59名	140名
主な活動	愛の募金活動、愛の図書費贈呈、社明運動への協力 等	



本庄市更生保護女性会による「愛の図書事業」にて寄贈された図書の棚（本庄市立藤田小学校）



上里町更生保護女性会による地元小学校（上里町立神保原小学校）への「愛の図書」寄贈の様子

【更生保護女性会と保護司会による意見交換会の実施】

令和4年度より、本庄市・上里町の各更生保護女性会では、本庄地区保護司会の各支部と意見交換会を実施しています。これまで、両団体は各地域の「社会を明るくする運動（次ページ参照）」を通じて、地域の更生保護推進に努めてきましたが、お互いの活動等に関する情報共有があまり行われていなかったことから、両団体の連携を図るべく、意見交換の場を設けることとしました。



「社会を明るくする運動」って聞いたことはありますか？

#生きづらさを
生きていく。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第73回 社会を明るくする運動

(令和5年度)「第73回社会を明るくする運動」の公式イラスト

「社会を明るくする運動」とは、「すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な社会を築くための運動」で、全国各地で展開されています。本庄地区保護司会も上里町及び本庄市で実施している以下の活動に参加し、更生保護の推進と啓発に努めています。

実施活動(1) 街頭キャンペーン

本運動において、非行防止や更生保護を推進し、犯罪のない明るい社会を目指すには、地域住民の皆様からの御理解と御支援が不可欠です。

そこで、本庄市の推進委員会では令和5年7月に、各商業施設の協力の下、各地で啓発品の配布キャンペーンを実施しました。キャンペーンへは、我々、本庄地区保護司会員も参加したほか、市内の関係団体員にも参加いただき、総勢117名で配布活動にあたりました。キャンペーンでは、啓発品の配布を通じ、多くの方に「非行防止・更生保護」の大切さを思い起こしていただき、その後の日々の生活で他者と接する際、相手の経歴や“人となり”だけで偏見を持たず、寛容な心を持っていただくための良い機会になったものと思われま



実施活動(2) 啓発動画の作成

動画ページへのQRコード⇒



「社会を明るくする運動」は、昭和24年から始まった運動のため、発祥経緯や今日までの歩みを一言で説明することは難しいです。そこで、本庄市の推進委員会では、本運動の概要と歴史をまとめた動画を制作し、令和5年7月に、市のYouTubeチャンネルへ掲載しました。本記事を御覧いただき、「社会を明るくする運動」に関心を持っていただけましたら、是非、動画をご覧ください。最後に、「社会を明るくする運動」は毎年7月が強化月間となっており、上里町・本庄市でもキャンペーンや講演会が開催されます。今後、各自治体のHPや広報誌を通じて案内が出ますので、関心のある方は、是非、本運動へも御参加ください。

令和五年度県外研修実施報告

令和五年十一月二十二日、研修事業の一環として東京高等裁判所へ行きました。昨年度に引き続き、裁判を傍聴しました。読者の皆さんにも裁判所の中をご覧いただきたくったのですが、あいにく、施設内の様子は一切撮影不可とのことでした。入り口で手荷物検査を受けてから施設内へ入館した後、出入り口付近にある「開廷表」を閲覧し、傍聴を希望する裁判の開廷時間と法廷番号をメモし（当該画面も撮影不可）、開廷時間まで、法廷の前で待機します。開廷後は、法廷内の傍聴席に着座し、静かに裁判を傍聴します（途中入退室は可能）。以上が裁判傍聴における一連の流れですが、今回は、各自、関心のある裁判を選んで傍聴することにしていたため、参加者の中には、「法廷前で待っていたら、急きよ、裁判が中止となってしまった」



↑浅草にて、東京スカイツリーをバックに記念撮影

「開廷後、弁護士と検察官、裁判官の日程調整だけで終わってしまった」といった報告もありました。読者の皆さんの中で、もし、裁判傍聴する機会がありましたら、初公判の刑事裁判を傍聴することをおすすめします。裁判傍聴後は、浅草を観光して、帰着となりました。

令和五年度事業報告

- (令和五年)
- 四月 ● 監査会
 - 五月 ● 定期総会
 - 情報交換会① (※1)
 - 第四ブロック連絡協議会 (※2) 総会
 - 第一期定例研修会
 - 「社会を明るくする運動」(※3) 事業への参加 (街頭キャンペーン、講演会ほか)
 - 六月 ● 情報交換会②
 - 第二期定例研修会
 - 第四ブロック連絡協議会意見交換会
 - 県外研修
 - 情報交換会③
 - 第三期定例研修会
 - (本庄・上里) 更生保護女性会との意見交換会
 - 七月 ● 情報交換会④
 - S T (ソーシャルスキルトレーニング) 研修 (※4)
 - 保護司会だより作成・回付
 - 八月 ● 新年会
 - 情報交換会④
 - S T (ソーシャルスキルトレーニング) 研修 (※4)
 - 保護司会だより作成・回付
- (令和六年)

【用語解説】

- ※1 本地区保護司が定期的に参集し、お互いの活動について報告を行うほか、活動に伴う課題等について、他の保護司との意見交換を行う。
- ※2 近隣地区の保護司会役員(本庄・児玉・深谷・熊谷・行田・秩父)で構成される組織。主には、埼玉県保護司会連合会からの要請に応じ、各種事項の協議や意見交換を行う。
- ※3 本書P. 6参照。
- ※4 「(社会)生活技能訓練」の呼称。当会においては、保護司が保護観察対象者と接する中で、対象者が健全な社会生活を送るため、より効果的な支援ができるよう定期受講している。

今年度は、事業を概ねコロナ禍以前の形態に戻すことができました。次年度も引き続き、感染症等へ留意しつつ、各種事業に取り組んでいきます。また、「第四ブロック連絡協議会(※2)」の代表を、当会の境野会長が務めることとなりましたので、当該事業についても、保護司会事業と並行して実施していきます。



埼玉県保護司功保会について

本庄地区支部長 小林 トヨ子

読者の皆様におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。令和五年度より、支部長を務めております小林と申します。

私たちの所属している「功保会」は、保護司を退任した方が、保護司活動で得られた経験や御縁を活かして、更生保護事業の充実や・発展に協力していくとともに、会員相互の親睦を図ることを目的に活動しています。

本庄支部には、現在、七名の会員が在籍しております。本来であれば功保会の活動紹介をさせていただくところですが、あいにく、コロナ禍以前の活動形態に戻っておらず、御紹介できることが少ないため、ここでは、私の保護司在任期間の中で、心に残っているエピソードを紹介させていただきます。

保護司に就任して三年目の時に、当時、(刑務所入所者の)引受人となる御家族の方のお宅へ何度目かに向った際、「(入所者への)面会に行きませんか」と私から提案させていただきました。御家族の方も了承され、後日面会に行くこととなりました。遠い、遠い所にある刑務所でしたが、何度も新幹線を乗り継いで、ようやく刑務所で面会できた際には、入所者から「こんな遠くまで会いに来てくれる人はいないと思っていたので本当に嬉しい」と、涙ながらに喜んでくれました。面会の後も、その入所者からは私宛に近況報告の手紙を毎月送ってもらえたので、一生懸命、更生に努めている様子が見て取れました。御家族の方とは、今もお付き合いを続けており、「先生、先生」と慕っていたいて、大変嬉しく思っております。相手と真摯に向き合い、相手の気持ちに寄り添うことが大切なことと、改めて感じることできた経験でした。

我々功保会では、今後も保護司としての活動経験を活かし、犯罪のない明るいまちづくりに協力してまいりますので、よろしくお申し込み申し上げます。

令和五年度表彰者を

紹介します

◆関東地方更生保護委員会委員長表彰

内島 茂
佐鳥 正博

森田 九州男
小林 茂

◆関東地方保護司連盟会長表彰

飯島 雅利
五十嵐 敦子

土屋 進

◆さいたま保護観察所長表彰

菊地 宏利
吉田 充子

◆埼玉県保護司会連合会会長表彰

山田 幸一

編集後記

本庄地区保護司会だより第二号を読んでもさりと、誠にありがとうございます。本号は、会長の「あいさつ文」にもありましたとおり、「保護司の活動と更生保護の啓発推進」をテーマに、各ページの記事を作成いたしました。読者の皆さんには、保護司の活動を知っていただき、御理解と御支援をお願いしたいと思います。



〔編集委員〕

●本庄支部

長沼 章 (委員長)
白石 幸則
松本 真理子

●上里支部

小林 教盛
横村 久夫

過年度発行号のバックナンバーについて

昨年度より発行させていただきました当会「保護司会だより」について、(本号も含め) 今後は、当会事務局である「本庄市」のHPへ掲載させていただくこととなりました。以下のQRコード、又はURLよりアクセスいただけますので、関心のある方は、是非、ご覧ください。



https://www.city.honjo.lg.jp/kenko_fukushi_iryoo/chiikifukushi/17908.html